

化学物質安全対策室の主な業務

化学物質審査規制法

人の健康を損なうおそれや
動植物の生育等に支障を
及ぼすおそれがある化学物
質による環境の汚染防止

生活環境中の 化学物質対策

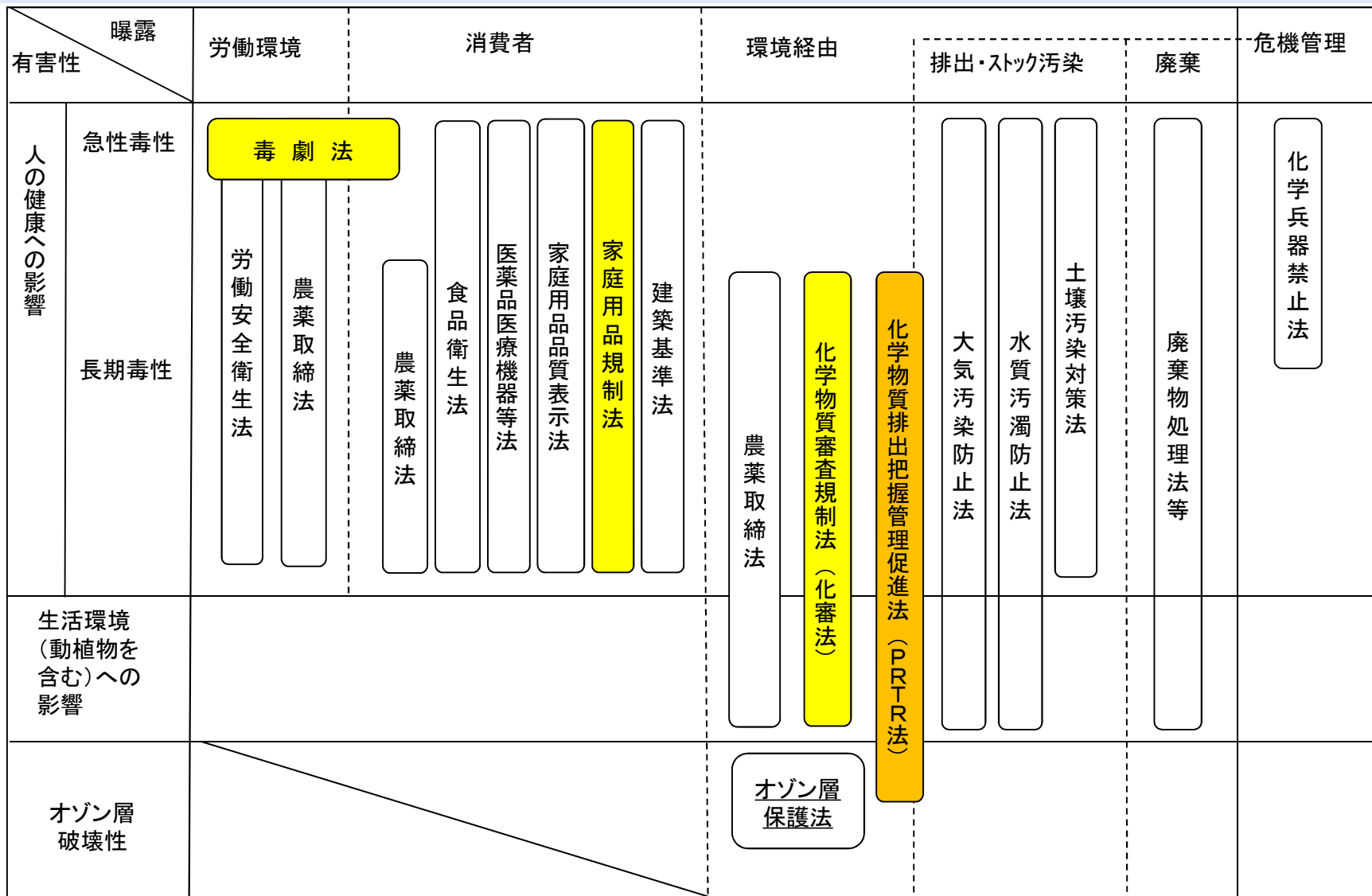
毒物・劇物について
保健衛生上の見地か
ら必要な取締を実施

毒物及び劇物取締法

有害物質を含有する家庭用
品について保健衛生上の見
地から必要な規制を実施

家庭用品規制法

我が国の主な化学物質関連関係法体系



自治体における毒劇物に係る指導内容

各都道府県、保健所設置市及び特別区に配置された毒物劇物監視員が、毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者について、

- ① 登録・許可・届出状況
- ② 製造・販売、取扱場所の状況
- ③ 譲渡・交付手続き
- ④ 表示の適否
- ⑤ 盗難紛失の防止措置、漏洩防止措置等

の監視を行うとともに、

貯蔵、運搬、廃棄に関する技術基準等を遵守するよう、指導を実施。

毒物劇物対策

厚生労働省大臣官房統計情報部発行「衛生行政報告例」より
 ※数字はいずれも年度末現在のもの

(1)登録等施設数推移

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
製造業(大臣登録)	604	638	623	642	659	668
製造業(知事登録)	1,912	1,919	1,918	1,885	1,986	2,031
輸入業(大臣登録)	1,135	1,218	1,221	1,242	1,249	1,262
輸入業(知事登録)	447	456	464	475	491	548
一般販売業	51,351	50,652	48,803	47,868	48,652	48,816
農薬用品目販売業	12,713	12,414	12,065	11,748	11,416	10,942
特定品目販売業	2,396	2,211	1,967	1,906	1,804	1,773
電気メッキ事業	1,561	1,533	1,516	1,472	1,422	1,388
金属熱処理業	65	64	61	61	60	59
毒劇物運送事業	911	914	908	851	845	841
しろあり防除業	20	31	28	24	26	26
特定毒物研究者	1,564	1,505	1,553	1,452	1,443	1,383
合計	73,115	72,050	69,574	68,174	68,610	68,354

※合計は「特定毒物研究者」を除いたもの

(2)立入検査実施件数推移

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
製造業(大臣登録)	293	393	335	328	358	281
製造業(知事登録)	694	711	822	789	1,032	830
輸入業(大臣登録)	635	493	234	242	400	380
輸入業(知事登録)	123	148	141	129	204	162
一般販売業	14,298	17,075	18,894	15,361	16,093	12,955
農薬用品目販売業	4,394	5,108	4,910	4,316	4,243	3,654
特定品目販売業	365	518	706	466	419	275
電気メッキ事業	634	689	527	568	696	529
金属熱処理業	20	16	295	18	18	16
毒劇物運送事業	166	173	135	106	143	148
しろあり防除業	3	1	1	1	0	0
法第22条第5項の者	4,285	4,543	4,384	4,407	4,441	4,338
特定毒物研究者	287	296	294	192	189	156
合計	25,910	29,868	31,384	26,731	28,050	23,568

※合計は「特定毒物研究者」を除いたもの

令和元年度

登録・届出施設68,354施設のうち、延べ19,230施設

及び

届出の不要な施設のうち4,338施設、合計23,568施設

に対して立入検査を実施

(3) 毒物劇物営業取締状況（平成31年度（令和元年度））

①業種別

(令和2年3月末現在)

	登録・届出 許可施設数 (年度末 現在)	立入検査 施設数 (年度中)	違反発見 施設数 (年度中)	違反発見件数（年度中）							毒物劇物又は は政令で定 める毒物劇 物含有物の 疑いのある ものの取去	試験の結果 毒物劇物又 は政令で定 める毒物劇 物含有物で あったもの	無登録・無 届・無 許可施設 発見件数	処分件数（年度中）							告 発 件 数 年 度 中	
				登録違反	取扱違反	表示違反	譲渡手続 違反	その他	計	登録・許可 取消				業務停止	設備改善 命令	その他						計
																登録違反	取扱違反	表示違反	譲渡手続 違反	その他		
総数*	68,354	23,568	2,181	89	752	438	721	950	2,950	-	-	98	-	1	-	67	37	38	16	170	329	-
製造業	大臣登録分	668	281	10	1	3	3	2	1	10	-	-	2	-	-	2	3	4	-	3	12	-
	知事登録分	2031	830	66	10	16	14	10	32	82	-	-	13	-	-	6	4	9	-	11	30	-
輸入業	大臣登録分	1262	380	22	6	-	13	1	9	29	-	-	-	-	-	-	-	3	-	10	13	-
	知事登録分	548	162	9	2	-	2	1	9	14	-	-	2	-	-	1	-	-	-	2	3	-
一般販売業	48816	12955	947	58	250	107	472	338	1,225	-	-	79	-	1	-	48	7	10	12	60	138	-
農薬用品目販売業	10942	3654	513	10	132	68	211	255	676	-	-	-	-	-	-	7	1	1	4	24	37	-
特定品目販売業	1773	275	38	1	8	7	23	15	54	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	5	7	-
電気めっき事業	1388	529	56	-	30	8	-	33	71	-	-	2	-	-	-	-	1	-	-	3	4	-
金属加熱処理事業	59	16	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
毒物劇物運送業	841	148	4	-	-	-	-	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-
しろあり防除事業	26	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法第22条第5項の者	-	4338	516	1	313	216	1	254	785	-	-	-	-	-	-	1	21	11	-	50	83	-

* 特定毒物研究者を除く

特定毒物研究者	1,383	156	14	-	3	3	-	13	19	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-
---------	-------	-----	----	---	---	---	---	----	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

注1) 平成31年度（令和元年度）衛生行政報告例による。

2,181施設において違反を発見し、これらに対し改善の指導を行った

②都道府県別

(令和2年3月末現在)

	登録・届出 許可施設数 (年度末 現在)	立入検査 施行 施設数 (年度中)	違反発見 施設数 (年度中)	違反発見件数 (年度中)							計	毒物劇物又 は取合で定 めの毒物劇 物含有物の 取去り 物 物 あ つ た も の の 取 去 り 物 物 あ つ た も の	試験の結果 毒物劇物又 は取合で定 めの毒物劇 物含有物で あつたもの の 取 去 り 物 物 あ つ た も の	無登録・ 届出・無 許可施設 発見件数	処分件数 (年度中)							告 発 件 数 (年度中)	
				登録違反	取扱違反	表示違反	譲渡手続 違反	その他	計	登録・許可 取消					業務停止 命令	設備改善 命令	その他						計
																	登録違反	取扱違反	表示違反	譲渡手続 違反	その他		
全国	68,354	23,568	2,181	162	752	438	721	980	2,950	98	1	1	67	37	38	16	170	309					
北海道	2,845	507	32	2	16	2	15	7	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
青森	814	282	79	2	43	6	40	23	114	1	0	0	2	14	0	0	2	5					
岩手	768	446	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
宮城	1,277	217	41	3	15	14	13	9	54	1	0	0	3	0	0	0	1	13					
秋田	739	134	19	1	2	2	11	9	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
山形	812	249	54	2	27	5	16	21	71	0	0	0	1	0	0	1	17	19					
福島	1,266	343	63	4	39	9	19	19	90	3	0	0	4	1	1	0	3	8					
茨城	1,877	1,039	8	3	2	1	2	1	9	3	0	0	2	1	0	0	5	8					
栃木	1,017	321	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1					
群馬	1,111	204	24	1	3	3	18	0	25	1	0	0	1	1	0	0	1	3					
埼玉	2,683	636	28	1	10	5	13	3	32	6	0	0	1	1	1	0	5	7					
千葉	2,261	970	168	3	13	30	80	86	212	6	0	0	5	0	0	1	0	6					
東京	7,718	2,519	141	7	41	41	34	113	236	17	0	0	0	0	0	0	26	26					
神奈川	3,026	799	11	1	2	3	2	6	14	3	0	0	2	3	7	1	11	24					
新潟	1,494	284	12	0	3	3	1	9	16	0	0	0	0	1	1	1	9	12					
富山	705	261	27	2	3	3	17	2	27	2	0	0	2	0	1	1	1	4					
石川	708	199	16	0	1	2	13	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
福井	562	269	2	1	1	1	0	0	3	1	0	0	1	0	0	0	0	1					
山梨	524	139	6	1	2	3	1	0	7	1	0	0	1	0	0	0	0	1					
長野	1,584	1,099	114	2	69	41	16	4	132	0	0	0	4	2	0	1	0	7					
岐阜	1,177	278	33	1	1	6	17	20	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
静岡	2,137	947	5	3	2	1	1	1	8	3	0	0	3	1	0	0	0	4					
愛知	3,964	1,358	332	11	98	39	81	230	456	8	0	0	1	3	6	3	5	18					
三重	1,000	446	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1					
滋賀	687	222	65	6	6	2	37	38	89	6	0	0	6	0	0	0	1	0					
京都	1,113	289	25	4	9	2	12	5	32	5	0	0	1	0	0	0	0	0					
大阪	5,775	1,612	25	8	5	10	3	5	31	8	0	0	8	1	7	0	4	19					
兵庫	2,160	1,009	5	0	0	2	0	3	5	6	0	0	0	1	7	0	7	15					
奈良	486	32	2	0	0	1	1	1	3	0	0	0	0	1	1	1	1	0					
和歌山	730	263	3	0	0	3	0	0	3	0	0	0	0	1	0	0	0	1					
鳥取	413	141	2	1	0	1	0	0	2	0	0	0	1	0	1	0	0	2					
島根	526	155	26	1	8	4	9	11	33	1	0	0	1	0	0	0	0	1					
岡山	1,451	516	23	0	3	1	7	12	23	0	0	0	1	2	1	1	2	7					
広島	1,999	826	229	3	97	49	61	134	344	1	0	0	3	6	1	0	1	11					
山口	1,001	465	36	1	15	12	22	2	52	0	0	0	1	4	0	0	0	5					
徳島	477	149	58	1	24	5	32	17	79	1	0	0	1	0	0	1	0	0					
香川	840	425	11	1	5	4	3	7	20	0	0	0	1	0	3	0	3	7					
愛媛	819	637	82	1	39	7	28	14	89	3	1	0	1	0	0	0	2	0					
高知	478	99	2	0	0	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
福岡	2,411	936	209	2	91	48	68	92	301	3	0	0	3	1	2	2	57	63					
佐賀	471	26	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1					
長崎	768	408	38	3	8	5	5	21	42	0	0	0	0	0	2	1	3	3					
熊本	1,008	191	5	2	2	0	0	1	5	0	0	0	1	1	0	0	0	2					
大分	711	172	14	4	2	3	6	1	16	5	0	0	2	0	0	1	3	3					
宮崎	576	355	41	0	30	12	6	15	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
鹿児島	1,025	646	60	1	14	46	10	5	76	0	0	0	1	0	0	0	1	1					
沖縄	360	58	3	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0					

注1) 特定毒物研究者を除く。
注2) 平成31年度(令和元年度)衛生行政報告例による。

毒物及び劇物指定令の一部改正について

今年度公布・施行された、毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令は以下のとおり。

1 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令(令和元年政令第31号)

- ・令和2年6月24日公布、令和2年7月1日施行(除外は公布日と同日)
- ・経過措置期間:令和2年9月30日まで(業登録、容器等への表示等)

施行通知:令和2年6月24日付け薬生発0624第1号

「毒物及び劇物指定令の一部改正等について(通知)」

- * 上記改正により、(1) **新規2物質の毒物、新規14物質の劇物指定、(2) 3物質の劇物からの除外を実施。**

⇒令和3年2月現在、毒物が133項目、劇物が428項目となっている。

輸入確認証について

通知

毒劇物輸入確認要領について(令和2年8月31日付薬生発0821第22号)

医薬品等及び毒劇物輸入監視要領について(平成27年11月30日付薬生発1130第1号)が廃止されたことに伴い、毒物及び劇物の輸入監視について、無登録品又は不良品等が違法に国内に流入することを未然に防ぎ、もって国民の保健衛生上の危害を防止することを目的として、「毒劇物輸入確認要領」が令和2年8月31日に通知され、同年9月1日から実施されている。

これにより、税関を通過させるために必要な書類が「薬監証明書」から「輸入確認証」に変更された。

爆発物の原料となり得る劇物等の管理強化

平成16年12月

テロの未然防止に関する行動計画(※)を策定

平成17年 3月

爆発物の原料となりうる化学物質として、事件が頻発し問題となっている過酸化水素製剤や硝酸製剤について、薬局・薬店や毒物劇物の販売者等に対し、適切な管理と販売を行う旨の指導を行うよう、都道府県等に周知
これにより、盗難防止などの管理の徹底と、販売の際に不審な点が認められる者への販売自粛・警察への通報等が行われることとなった。

平成19年 5月

過酸化水素製剤等を薬局等より購入し、爆発物が製造される事件が発生
薬局から警察への通報が事件の発覚と被疑者の逮捕につながった。

平成19年 9月

爆発物の原料となりうる化学物質について適切な管理と販売を徹底するよう再周知

平成31年 1月

2019年のG20大阪サミット、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を踏まえ、爆発物の原料となりうる化学物質について、改めて適切な管理と販売を徹底するよう周知

(※)テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)(抄)

第3 今後速やかに講ずべきテロの未然防止対策

3 テロに使用されるおそれのある物質の管理の強化

⑨ 爆弾テロに使用されるおそれのある爆発物の原料の管理強化

厚生労働省、経済産業省及び農林水産省は、平成16年度中に、通達により関係業界等に対し爆発物の原料となる化学物質の管理の強化について指導することとする。

G20大阪サミット・2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う
毒物及び劇物の保管管理等について
(平成31年4月25日付け医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知)

1 毒劇法第11条第1項関係

- ・毒物及び劇物の適切な保管管理 等

2 毒劇法第16条の2関係

- ・毒物及び劇物の漏洩、盗難、紛失時における保健所、警察署又は消防機関への届出 等

3 毒物及び劇物取締法第14条及び第15条関係

- ・譲渡手続及び交付制限の遵守
- ・身分証明等により譲受人の身元並びに毒物及び劇物の使用目的及び使用量の確認
- ・毒物又は家庭用劇物以外の劇物の一般消費者への販売自粛
- ・使用目的が曖昧な者等への販売の差し控え
- ・不審な動向が認められる場合の警察への通報 等

事件・事故事例(1)

毒物劇物の事故報告

盗難・紛失
流出・漏洩

23件／年 (令和元年度)

114件／年 (令和元年度)

※平成30年度の事
故報告件数

・盗難・紛失 16件

・流出・漏洩 112件

よくある原因

・設備老朽化

・未熟練

・記録の不備

・鍵の管理不十分

・設備の点検不足

・慣れによる簡略化、油断

・毒物劇物の知識不足

・棚卸しの不徹底

等

定期的な設備点検や手順整備、人材育成が重要

<関連通知>

平成21年6月2日付け薬食化発第0602001号

「毒物又は劇物の流出・漏洩等の事故防止対策の徹底について」

事件・事故事例(2)

盗難、紛失、流出及び漏洩事例について

平成11年度から令和元年まで毎年の盗難・紛失事例、流出・漏洩事例を掲載。

毒物劇物の安全対策

(厚生労働省 医薬・生活衛生局
化学物質安全対策室)

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>

毒物劇物に関する事故情報・統計資料

毒物劇物の盗難・紛失、漏洩等の事故事例や立入検査等の実施状況に関する統計です。

▽ 毒物又は劇物の盗難・紛失事故、流出・漏洩事故情報

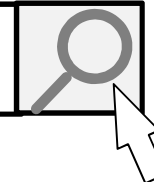
盗難・紛失事故情報

令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度
平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度	平成12年度
平成11年度				

流出・漏洩事故情報

令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度
平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度	平成12年度
平成11年度				

毒物劇物に関する事故情報



事件・事故事例(3)

令和元年度の盗難紛失・流出漏洩事例より

1. 台風による保管庫の破損（特定毒物使用者。静岡県。令和元年10月。）

台風第19号による高波の影響により、りん化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤6本が流され、事業所内を探索した結果、3本は回収することができたが、残り3本は未だ所在不明である。

(被害状況)特になし。

(原因)台風第19号による高波の影響で毒物劇物保管庫等が破損したため。

2. 残存していたフェノールの流出（業務上取扱者。愛媛県。令和元年8月。）

フェノール用タンクの自動弁取外し作業時に、タンクに残存していたフェノール18Lが流出した。

(被害状況)作業員1名が被液し、薬傷により入院した。

(原因)残液がないと思い込み、弁を取り外してしまったため。

3. 作業手順を遵守しなかったことによる漏洩（業務上取扱者。新潟県。令和元年10月。）

事業所内で、作業員が廃棄物処理中に水酸化ナトリウムをかぶり負傷した。

(被害状況)作業員1名が中等症の化学熱傷により救急搬送。

(原因)ポンプ送液中にホースを外したため(作業マニュアルの不徹底)。

毒物劇物原体の登録等に係る事務権限の移譲について

- 平成29年度地方分権改革における提案を踏まえ、毒物劇物の原体の登録等に係る事務権限について、厚生労働大臣から都道府県知事に移譲を実施した。

※施行日：2020（令和2）年4月1日

＜毒物劇物営業者に係る登録・監督事務等の権限について＞ ※下線部が変更点

業態		登録権者	監督事務の実施者 ※立入検査、処分等	国の関与、大臣の並行権限	事務の区分
製造業 輸入業	原体（原体の小分け除く。）	厚生労働大臣 (都道府県知事経由) ⇒ 都道府県知事	厚生労働大臣 (立入検査は都道府県知事も可) ⇒ 都道府県知事	立入検査等 ⇒ 立入検査等（緊急時） 登録の取消等 ⇒ 指示（緊急時） 厚労大臣による処分が必要と認めるときの大臣への事前具申 ⇒ 削除	法定受託事務 (経由事務) ⇒ 自治事務
	製剤（原体の小分けも含む。）	都道府県知事	都道府県知事	指示（緊急時） ※立入検査等はなし	自治事務
販売業		都道府県知事 保健所設置市長 特別区長	都道府県知事 保健所設置市長 特別区長	立入検査等（緊急時のみ） 指示（緊急時のみ）	自治事務

D-GETsについて

- 毒物劇物営業者登録等システム(D-GETs)については、昨年度、毒物劇物の原体の登録等の事務権限の委譲を踏まえ、事故情報や監視指導情報の追加などの機能追加を行ったシステムを導入
- 当該システムは、登録事業者情報の一元化を行うとともに、当該情報の共有を行えるようにするもの。D-GETsの導入・活用をおねがいしたい。
- また、システムに関する要望、改修、保守管理については、可能な限り対応するので、引き続き情報交換等を継続お願いしたい。

押印廃止について

関係省令等

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第208号)

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の公布及び施行並びに薬事関連通知の押印等の取扱いについて(令和2年12月25日付薬生発1225第3号)

毒物及び劇物取締法施行規則の一部(別記様式)が改正。

⇒ 国に対して提出する書類への申請者(事業者及び個人)の押印が不要。

家庭用品規制法に基づく規制基準(21物質群)

塩化水素 硫酸	住宅用の洗浄剤で液体状のもの (製剤たる劇物を除く。)	テトラクロロエチレン トリクロロエチレン	家庭用エアゾル製品 家庭用の洗浄剤
水酸化ナトリウム 水酸化カリウム	家庭用の洗浄剤で液体状のもの (製剤たる劇物を除く。)	APO TDBPP ビス(2,3-ジブロム プロピル)ホスフェ イト化合物	繊維製品のうち、寝衣、寝具、カー テン及び床敷物
塩化ビニル メタノール	家庭用エアゾル製品	ジベンゾ[a,h]アント ラセン ベンゾ[a]アントラセ ン ベンゾ[a]ピレン	クレオソート油を含有する家庭用 の木材防腐剤及び木材防虫剤
DTTB デイルドリン	繊維製品のうち、おしめカバー、 下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、 外衣、帽子、寝具及び床敷物 家庭用毛糸	アゾ化合物(化学 的変化により容易 に24種の特定芳香 族アミンを生成す るものに限る。)	クレオソート油及びその混合物で 処理された家庭用の防腐木材及 び防虫木材
ホルムアルデヒド	繊維製品のうち、おしめ、おしめ カバー、よだれ掛け、下着、寝衣、 手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、 寝具で生後24ヶ月以下の乳幼 児用のもの 繊維製品のうち、下着、寝衣、手 袋、くつした及びたび、かつら、つ けまつげ、つけひげ又はくつした どめに使用される接着剤		繊維製品のうち、おしめ、おしめ カバー、下着、寝衣、手袋、くつ した、中衣、外衣、帽子、寝具、床 敷物、テーブル掛け、えり飾り、 ハンカチーフ並びにタオル、バス マット及び関連製品
トリフェニル錫化合物 トリブチル錫化合物 有機水銀化合物	繊維製品のうち、おしめ、おしめ カバー、よだれ掛け、下着、衛生 バンド、衛生パンツ、手袋及びく つした、家庭用接着剤、家庭用塗 料、家庭用ワックス くつ墨及びくつクリーム		革製品(毛皮製品を含む。)のう ち、下着、手袋、中衣、外衣、帽 子及び床敷物

家庭用品規制法にかかる試験法の問題点

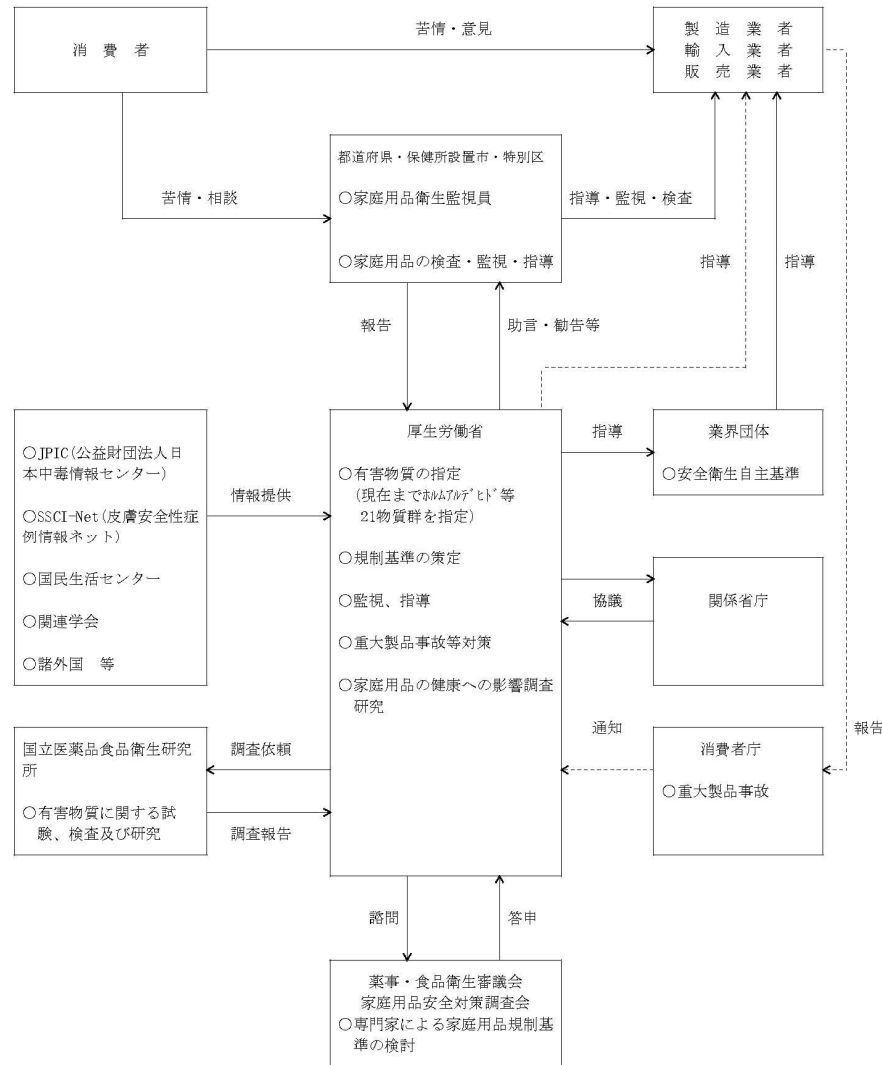
- ◆ 家庭用品規制法で定める有害物質の試験法の多くは、基準が設定された後に改正されていない。
- ◆ ガスクロマトグラフィーを採用している現行の試験法については、以下の問題点が指摘されている。
 - ベンゼンやジメチル硫酸などの有害な溶媒や試薬の使用
 - 充填カラムを使用している試験では分離能(精度)が低い
 - 確認試験が煩雑
 - キャピラリーカラム使用時の夾雑物質による妨害

試験法の見直しを検討する候補リスト(11物質)

有害物質名	改正のポイント
4、6-ジクロル-7-(2、4、5-トリクロルフェノキシ)-2-トリフルオルメチルベンズイミダゾール (DTTB)	<ul style="list-style-type: none"> ・ジメチル硫酸を使用しない方法の検討 ・キャピラリーカラムを用いたガスクロマトグラフの使用
ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン (ディルドリン)	<ul style="list-style-type: none"> ・キャピラリーカラムを用いたガスクロマトグラフの使用
テトラクロロエチレン	<ul style="list-style-type: none"> ・キャピラリーカラムを用いたガスクロマトグラフの使用 ・前処理方法及び定量方法の検討
トリクロロエチレン	<ul style="list-style-type: none"> ・キャピラリーカラムを用いたガスクロマトグラフの使用 ・前処理方法及び定量方法の検討
メタノール	<ul style="list-style-type: none"> ・キャピラリーカラムを用いたガスクロマトグラフの使用
トリス(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド(APO)	<ul style="list-style-type: none"> ・キャピラリーカラムを用いたガスクロマトグラフの使用
トリス(2、3-ジブロムプロピル)ホスフェート(TDBPP)	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンゼンを使用しない方法の検討 ・キャピラリーカラムを用いたガスクロマトグラフの使用
ビス(2、3-ジブロムプロピル)ホスフェート(BDBPP)化合物	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンゼン及びジアゾメタンを使用しない方法の検討 ・キャピラリーカラムを用いたガスクロマトグラフの使用 ・確認試験の検討
ジベンゾ[a,h]アントラセン	<ul style="list-style-type: none"> ・妨害を受けないガスクロマトグラフ条件の検討
ベンゾ[a]アントラセン	<ul style="list-style-type: none"> ・妨害を受けないガスクロマトグラフ条件の検討
ベンゾ[a]ピレン	<ul style="list-style-type: none"> ・妨害を受けないガスクロマトグラフ条件の検討

家庭用品安全対策

上着、下着、くつ下等の繊維製品、洗浄剤、エアゾール製品等の家庭用品に含まれる化学物質による健康被害を防止するため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき有害物質を指定し、さらに有害物質を含有する家庭用品について、その含有量等の規制基準を設定することにより家庭用品の安全性確保を図っている。



※ ----- 消費者安全法に基づく業務

化学物質排出把握管理促進法（化管法）の概要

【目的】

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止する。

【指針（※）】 ※指定化学物質等取扱い事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針

事業者は国が定める化学物質管理指針に留意した化学物質管理を実施するとともに、進捗状況等の情報提供を行う等、国民の理解を図るよう努めなければならない。

P R T R 制度



- ・人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれる移動量を事業者が把握し、都道府県知事を経由して国に届出。
- ・国は、事業者から届出された排出量・移動量の集計結果及び届出対象外の推計排出量を併せて公表。

<対象化学物質>

第一種指定化学物質（462物質）が対象。

<対象事業者>

- ・対象業種：政令で指定する24業種を営む事業者
- ・従業員数：常用雇用者数21人以上の事業者
- ・取扱量等：第一種指定化学物質の年間取扱量が1 t以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.5 t以上）ある事業所を有する事業者等

S D S 制度



- ・有害性のおそれのある化学物質及び当該化学物質を含有する製品を、事業者間で譲渡・提供する際に、化学物質の性状及び取扱い情報を提供することを義務づける制度。
- ・化学物質の適正管理に必要な情報提供を義務づけ、事業者による自主管理を促進する。

<対象化学物質>

・第一種指定化学物質（462物質）及び第二種指定化学物質（100物質）が対象。

<対象事業者>

・対象業種・従業員数・取扱量等に関わらず、指定化学物質及び指定化学物質を1質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上）含有する製品を国内において他の事業者へ譲渡・提供する事業者が対象。

室内濃度指針値

揮発性有機化合物	室内濃度指針値※	設定日	改訂日
ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm)	H9.6.13	
アセトアルデヒド	48 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.03ppm)	H14.1.22	
トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm)	H12.6.26	
キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	H12.6.26	H31.1.17
エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm)	H12.12.15	
スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	H12.12.15	
パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)	H12.6.26	
テトラデカン	330 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)	H13.7.5	
クロルピリホス	1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppb) 小児の場合0.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.007ppb)	H12.12.15	
フェノブカルブ	33 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (3.8ppb)	H14.1.22	
ダイアジノン	0.29 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02ppb)	H13.7.5	
フタル酸ジ-n-ブチル	17 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (1.5ppb)	H12.12.15	H31.1.17
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (6.3ppb)	H13.7.5	H31.1.17

※ 室内濃度指針値とは、「現状において入手可能な科学的知見に基づき、人がその化学物質の示された濃度以下の暴露を一生涯受けたとしても、健康への有害な影響を受けないであろうとの判断により設定された値」。(2019年1月17日付「化学物質の室内濃度指針値についてのQ&A」)

(参考) TVOC(総揮発性有機化合物) : 暫定目標値 400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

室内濃度指針値の見直し

いわゆる「シックハウス問題」に対応するため、平成14年までに13種類の化学物質について「室内濃度指針値」を設定し、VOC(揮発性有機化合物)については暫定目標値と暫定試験法を示した



その後、10年以上経過し、状況が変化

- ・指針値のある化学物質の代替物質が新たに使用
- ・SVOC(準揮発性有機化合物)の概念が提案
- ・細菌由来のVOC(揮発性有機化合物)が検出
- ・WHO空気質ガイドライン等との整合を検討する必要性
- ・化学物質の発生源と室内濃度との関係
- ・技術の進歩に伴う試験法の見直し等の必要性